

会 議 等 結 果 報 告 書

会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	817
		決裁期日	平成27年 2月20日
名 称	町営住宅入居者選考委員会会議		
日 時	平成27年2月20日（金） 13:25～14:45		
場 所	役場審議室		
出席者	堀内委員長 田中副委員長 渡辺委員 平倉委員 早川委員 事務局 林町民生活課 狩野主幹・岩田主査		
内 容	<p>町営住宅入居者選考委員会を開催し、委員長・副委員長の互選及び別添資料により報告を行いました。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 町長挨拶（副町長代理挨拶） 2 委員長・副委員長の互選 互選により、堀内委員長、田中副委員長に決定 堀内委員長挨拶 3 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 町営住宅の管理状況について 資料により事務局（岩田主査）説明 (2) 町営住宅の公募、入居結果について 資料により事務局（岩田主査）説明 (3) 町営住宅の整備概要について 資料により事務局（狩野主幹）説明 <p>質問意見等</p> <p>渡辺委員：将来的に緑町団地は取壊しになると思うが、その後の計画はあるのか。 事務局：計画はありません。</p> <p>早川委員：現在泉町南団地の建て替えを行っているが、一度現地の住宅を確認した方が各委員の公住のイメージもしやすくなると思うがいかがか。 事務局：次回の会議と2号棟完成のタイミングが合うようであれば、住宅の現地見学を実施したい。</p> <p>堀内委員長：入居後、入居者の増減があった場合、そのまま入居しているのか。 事務局：死亡や出生など入居者に増減があった場合は、届出を出していただく事になっているが、基本的にはそのまま住み続けている状態です。 ただし、人数に増減があった場合は、特定入居により入居替えが可能であり、本人より入居替えを希望する旨の相談があった場合は、空き住宅の状況により対応しています。</p>		

入居決定（住宅困窮度判定基準調査表）に関する意見等

早川委員：点数の付く項目に片寄りがみられ、それにより入居者が決定する傾向がある。判定基準の点数ですべてを決めてしまうのがいいのか、1点差の場合は抽選にするなどしても良いのではないか。若い世帯の入居にも配慮した項目を取り入れるなどもひとつ。

平倉委員：町内会行事に参加する人が少なかったり、役員の成り手がいないなどと言う事を聞いた事がある。

渡辺委員：若者が町外に出て行ってしまわないよう、若者が少しでも公営住宅に入れるよう配慮した項目を取り入れてはどうか。

堀内委員長：以前は抽選で入居者を決定していたと思うが、点数制になってから、申込者からの苦情はあるか。

事務局：抽選の時は何度も抽選に外れるとの苦情がありましたが、点数制になってからの大きな苦情はありませんが、項目を見てもこれでは点数が付かない、これでは自分は入居が出来ない、という意見があります。

田中副委員：公営住宅という性質上のもものはあるが、町内会や団地としてのコミュニティが取れなくなるのも困ることである。点数制を始めてから年数が経過しており、時代のニーズに合ったかたちになるよう、点数の配分見直しを視野に入れる必要があるのではないか。

堀内委員長：各委員からの意見を踏まえ調査表の見直しを行いたいと思うが、申込者の状況については事務局が細かく把握していると思われるので、事務局で案を作成していただきたい。見直し内容については、項目の追加や点数を変えるなど、公平性の保たれた内容としていきたい。事務局で作成した案については、各委員に配布し、個別に意見を聞取り、必要に応じて会議を開催し決定していきたい。